時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

時事新報

第二千十九號
明治廿一年八月十七日（金曜日）
舊戊子七月十日（庚、申）
日出午前五時二分　日入午後六時二十七分　月出午前二時五十五分　月入午後零時十四分　滿潮午前零時零分　滿潮午後零時卅五分
（西暦一千八百八十八年）

時事新報

政權と貴族

國民共同して一人の主宰者を戴て政を爲す者と民主の國と云ふ、民主國の人民は悉く同等にして貴賤上下の別なければ人の權利に至りても人爵の相違を以て其間に厚薄を立つるに非ず彼も我も同じく一國民の資格を備へて纔々たる者なりと雖ども建國の體に反し一系世襲の君主を奉ずる社會に在りては階級の別嚴なるを以て人權の相違著しく、均しく國の住民なれども一は貴族たり一は平民たるの故を以て人事々物に對するの關係總て一樣ならざるは我邦が實地に就て見る所なり就中文化未だ進まざる時代に在りては人爵の別に應じて權力の相違最も甚しく尋常の庶民は公けにして喙を政治に容れ得ざるのみならず大切なる私權までも人の爲めに蹂躪せられて殆んど其餘地を留めざるに尊貴種族は全く之に反對し其威權公私の兩界に跨りて無際限の有樣なりしかども時勢の變遷と共に人事の輕重漸く趣を改め其中にも早く平等に歸したる者は私權の一部即ち是なり例へば財産私有の權、生命名譽の權若くは言論行爲の自由など稱するものは皆人の私權にして法律は即ち斯る私權を護るが爲めの武器なれば凡そ其觀る所には公侯なく士民なく唯一樣平等なる人民に對して公正の成敗を下すを以て文明法律の慣行と爲し今や私權に屬する範圍内には人爵の差別殆んど地を拂ふて絶無に歸したりと云ふも可なり

右の如く人の私權の部分に於ては貴族も平民も法律の觀る所一樣同等なりと雖も事の公權に屬する者は然らずして今は尚ほ相違あるは西洋の君主國にも見るの例なり即ち一方には私權の同等行はれて尊卑貴賤の別を知らざる傍らに公權の不同等は依然舊の如くにして其面目を改めざるは文明の世に似合しからぬ事柄なれども實に眼界を廣くして考ふるに總て孰れの社會に在りても貴族平民の間に多少公權の不同は免れ難き次第あれば之を自然の勢に放任して傍らより徐々に矯正を加ふるの外、好方便ある可らず本來國民の資格としては公に私に其權力は同等たると當然の理なれども人事の實際に臨んでは社會の大勢も更に其理を許さずして却て之を拒げざる可らざるの事情もあれば今の公權不同の不都合は亦深く咎むるに足らざる者なり若しも之に相反し胸中私案の漫畫通りに社會の根底を一掃し國民公私權の同等均一を計らんとせば其結果果して豫想の如くなると得可きや如何ん我輩は獨り其覺束なきと信ずるのみならず過激の手段適々社會の秩序を紊えて其禍の少からざるを恐るゝなり今の歐洲諸國に在りて虛無黨と云ひ共産黨と稱する者は公私權の別を問はず一切社會の制度を破壞し盡さんとするの種族なれば措て問はずとして之よりも較溫和なる一種の政黨あり例へば英に於ては彼の貴族の勢權を抑へ併て愛蘭の分離を許さんとする自治黨の如き或は佛に於ては今の上院を全廢し同時に大統領の選擧を無限直接選擧法に改めんとする極左黨の如きは私權に對して是非する所彼の虛無黨社會黨の如くならざるは萬々なれども急激の手段を用ひて公權の不同を破らんとするの點は彼此恰も同轍なるが如し抑も公權不同の害は素より言を俟たずと雖も此不同を治るが爲めに更に急激の手段を採るは何ぞ恐るべき次第なれば容易に之に左袒す可らず左れば迚て此不同を到底不問に附去て可なりやと尋ぬるときは何人も亦然りと答ふる者はなかるべし是れ即ち今日歐洲の政治社會に公權不同の爭を以て一大問題を開きたる所以なり

公權の不同は不條理なるが故に爰に其不同を除て平等均一恰も今の私權の如くならしむ可しとは學者論として一點の非なけれども是れは人事の實際と離れ專ら理の一邊より立論したる言に過ぎず經世家の眼に於ては更に現在の社會に取捨斟酌して其論を矯むる所なかる可らず凡そ社會の制度は其時と場合とに應じ善惡利害を論ずるより他に標準なき者なれば今日歐洲の諸國に在て貴族が獨り不同の公權を特有するも其永遠の利害は兎も角も現在は社會の爲めに不利益を咎む可らず而して貴族不同の公權中特に其不同の甚しきは謂ゆる政權の一部にして例へば英國の貴族の如きは其賢不肖に論なく唯世襲貴族の家に生れたりと云ふを以て代々上院に出席し國家重大の法律財政に喙を容れ以て下院に對峙するは我輩局外の見に於て甚だ不思議に思ふ所なれども英國の政治社會は今日まで之を許して疑はざるのみならず却て下院の組織に就ては其不完全を論難する者多くして之が爲めに其選擧代議の方法順序も年々歳々に改まり一府一民の公權を保護するに汲々たる其趣を上院の慣行に比較すれば偏輕偏重の譏を免がる可らざるものゝ如し然るに英國の人民は之を認めて敢て不審とせざるは何ぞや斯る制度も英國の社會には利なりと信ずるが故のみ蓋し政治上の利害得失は各其國の實狀に照さゞれば漫に局外の評を以て判定す可らずと云ふ事實に於て果して然るを見る可し（未完）

官報

○醬油稅則施行細則　去る四日の本欄に掲げたる同細則の第九條第二項括弧内并に同第五項括弧内にある全徑は孰れも全深の誤りなりと昨日の官報に於て正誤せり

○文部省告示第七號
明治二十一年（五月）文部省令第三號特別認可學校規則ニ依リ東京府下神田區南甲賀町十一番地私立明治法律學校ノ學則ヲ認可ス
明治廿一年八月十六日　文部大臣子爵森有禮

○文部省告示第八號
明治二十一年（五月）文部省令第三號特別認可學校規則ニ依リ東京府下神田區今川小路二町目八番地私立專修學校ノ學則ヲ認可ス
明治廿一年八月十六日　文部大臣子爵森有禮

○辭令
須藤嘉一郎　渡邊健雄　高井助太郎
（各通）
農商務技師試補ヲ命ス
年俸金七百圓下賜
工務局勤務ヲ命ス（八月十四日農商務省）

○磐梯山出水の詳報　去る八日の本欄に工學士戸谷亥名雄氏報に係る磐梯山出水の景況を電文不明の儘記載せしが更に同十二日發の左の詳報を得たり（文部省）
已ニ大嶋原開墾地、小野川及檜原川ノ谷ハ皆溜水アリテ尚ホ漸ク增水ノ勢アリ去ル六日頃ニハ大嶋原ノ水位ハ既ニ家ヲ沒スルニ至リ一人家（此處只一人家アリ）ハ浮出シ小野川流域ノ溜水モ亦漸ク增レテ村民既ニ退去シ又檜原川ノ溜水ハ檜原村ヲ距ル六七町（電文ニハ二町トセシハ誤リ）ノ所ニマテ達セリ而シテ是等溜水ハ水路未タ開ケス目下尚ホ增水ノ勢アリ

○仁川港居留日本人戸口　去る七月の調査に係る朝鮮國仁川港居留本邦人の數は千三百六十二人（内男九百五十九人、女四百三人）にして戸數は百二十三戸なり（外務省）

雜報

○カーツームの現況　僞聖マーヂー兵を擧げて叛しスーダンの都カーツームを占領せし以來同地方の事情頗る不分明にして先年僞聖討伐の爲め遠征軍を進めしエミンベー、スタンレー氏等の蹤跡と詳知するに由なく過日の本紙上に見えたる如く近頃世上に於て目下スタンレー或はエミンベーに似たる勇將カーツームへ鋭進中ありと説く者あれども未だ其詳報に接せざれば信僞の判斷をなす能ざる事なるが此程カーツームより埃及の首府開羅へ還りたる人の話に依りて僞聖の現狀并にカーツームにある歐洲人囚虜の境遇と記さんに現今カーツームに抑留せられたる囚虜は僞聖の虐待を受くる一方ならざる中にも宣教師輩は豆の油上めを製して之を土人に販賣し獨立の生計を營み稍寛待せらるゝ有樣なり英人ラプトンベーは裸體跣足にて武庫の職人となり墺人サラチンベーは僞聖マーヂーの馬丁を勤め獨逸人ニューフエルド氏は屢々縲紲に釣上られて苦責せられ其他希臘人、シリア人、埃及人等は孰れも皆苦役に從事せりカーツームの都にてマーヂー鑄造の貨幣の外に歐洲及び埃及の金銀貨を流通するを禁じ又大金を擲つて囚徒れ身請となさんとするは異る徒勞にして若し巨額の金を携へカーツームに赴かんとすれば必ず途中にて土人れ襲擊に逢ふを常となせり嘗てカッリック敎徒等此の慘狀を聞くに忍びずとて土耳古皇帝、メッカの大總督に助を借り在カーツームの四人を救はんと計畫せしもマーヂーれ自から豫言者と稱し皇帝等と賤蔑する者なれば敢て恐怖の念を懷かず且同人の從者れ寧ろ自身を害するあるも囚虜を放すを肯せず遠征軍カーツームの方へ一歩を進めば同胞の四人として益々災厄に瀕せしむる有樣なりしかば其目的を遂る能ざりしなり僞聖マーヂーは本年間諜を埃及に潜伏せしめ諸強國の動靜を探れど目下カーツームの人民は衣服、貨幣、食物等れ欠乏より非常の困難に陷り僞聖の部下に屬せる諸酋長は各々雄を爭ひ先日一酋長手下の兵を率ゐてマーヂーに叛きたれども兵力微弱にして遂に僞聖の軍に降を納れしかば數日前斬首の刑に處せられたり右の如き有樣にて同地は日々斬殺の絶る事なし或人の説に從へば今日英軍を派せずして五百の土耳古又は埃及の精兵と出しウヰーバルハの方に進み土耆に向ひてマーヂーと奮戰をなすの勇を示さば數日を出ずして一千人の土人を服從せしむると得ん夫よりニユビアを過ぎカーツームの都へ入れば一擊の勞を要せずして僞聖は孤城落日の境に陷るべし今より一年前に ブアルカダーパシャ（千八百八十二年より同八十三年迄スーダンの總督を勤めし人）五千の埃及人と金二萬磅を以てスーダンを恢復するの策を埃及政府に建議したれども當時

止むを得ざる…々と近着の獨…

○銀券發行額…號により辭後…準備に關する…つ每週平均高…よりて日本銀…ものを見るに…二日は日曜休…券の高は左の…
兌換銀行券…
右に對する準…
金貨及金塊…
銀貨及銀塊…
公債證書…
大藏省證券…
政府證券…
合計…
右の如くにし…二十九圓なれ…の手許にある…萬六千十圓な…

○女子敎育…の婦女子に突…を一朝廣野に…ども去迚其弊…に附したらん…是れ即ち今日…る所以にして…育に熱心なる…以前より靜女…に制限し且つ…入塾者の外は…身が女生徒の…共よして我子…にて分擔すれ…督責の寛嚴と…て敎育法の試…成迹にては多…を右の如くに…可き女子の行…まり易く女德…神田錦町の校…みに變じて寄…此の如くにし…所あらば其時…りと云へり

倫…
に付き一筆申…のミカド芝居…承知の如く此…ン氏の仕組さ…現し其拵絵の…米國に渡りて…紙に見えたる…事も之れあく…